

第5章第1節 2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進 /国土交通省

TOPICS

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の推進

「バリアフリー法」に基づき、駅などのハード面の整備に加え、高齢者、障害のある人等の移動等円滑化の促進に関する国民の理解及び協力を求めること、いわゆる「心のバリアフリー」を国の責務として推進している。これまでに、介助の擬似体験等を通じバリアフリーに対する国民の理解増進を図る「バリアフリー教室」の全国各地での開催や、鉄道利用者への声かけキャンペーン等の啓発活動の推進を行っている。

さらに、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2021年4月に全面施行された。

この改正を踏まえ、①「バリアフリー教室」の開催を一層充実させること、②東京2020大会に向けて、鉄道の利用に当たり、高齢者、障害のある人等に対するサポートを行っていただくよう、呼びかけるキャンペーンを行うこと、③障害のある人等への接遇を的確に行うため、交通事業者向けのガイドラインを作成するとともに、より実践的な研修が行われるようモデルとなる接遇研修モデルプログラムを作成し、交通事業者等による実施の推進を図ることとしている。また、2020年12月に開始した、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に発信している宿泊施設、飲食店、観光案内所を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」では、2022年3月までに合計243施設を認定し、高齢者や障害者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進している。

「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国、地方公共団体、施設設置管理者及び国民の責務として規定されたことに伴い、広報活動及び啓発活動の一環として、車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、バリアフリースイレ、旅客施設等のエレベーターの適正な利用の推進に向けて、キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。



声かけサポート運動



ベビーカーキャンペーン



観光施設における心のバリアフリー認定マーク



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 参考資料